

8-15
1014

第二輯 労働組合に関する調査資料

1. 婦人の労働組合活動状況調査報告書

(1950年 8月 調査)

2. 労働協約中、婦人に特殊な規定に関する
調査報告書

(1950年 7月 調査)

労働省婦人少年局

9月から行われる婦人の労働組合活動促進運動のための参考資料として、
最近婦人少年局で作成した。「婦人の労働組合活動状況調査報告書」と「労
働協約中婦人に特殊な規定に関する調査報告書」とを集録しました。

1. 婦人の労働組合活動状況調査報告書

目 次

1. 調査の目的	2
2. 調査の時期、方法	2
3. 調査の対象	3
(1) 産業別、工場別分類	
(2) 組織別（上級団体別）分類	
(3) 規模別（組合員数別）分類	
表 1 調査の対象	4
4. 婦人の組合役員への進出状況	5
(1) 数的進出状況	
表 2 婦人の組合役員への進出状況	6
(2) 婦人役員の種類	
表 3 婦人役員の種類	7
(3) 婦人部長の地位	
5. 組合婦人部の組織状況	8
(1) 婦人部の設立解散状況	
表 4 婦人部の設立解散状況	9
(2) 婦人部解散の理由	
(3) 婦人部以外の組織	
6. 組合同約中婦人に関する規定	10
表 5 組合同約中婦人に関する規定	
7. 労協協約中婦人に関する規定	12
表 6 労協協約中婦人に関する規定	13
8. 結 語	14

(2)

1. 調査の目的

最近婦人の労働組合活動が著しく不活況となり、特に昨年来婦人部を解散するものが続出するという現象が目立つて来た。

その理由は経済的、社会的に種々考えられるが又一方婦人自身の主体的な条件にも左右されるところが大きく、この概に際して、労働婦人の一段の自覚と熱意とが要求される。今回婦人少年局では婦人の組合活動促進のための運動を全国的に展開し、労働婦人に労働組合の意義と組合活動の方法を啓蒙することになった。この運動の展開に当つては、婦人の組合活動の現状を充分に把握し、その現実の上に立つて行動を開始しなければならない。

この調査報告書は以上のような趣旨から、現実把握の一助として編集されたものである。

2. 調査の時期、方法

(1) 時期 1950年5月

(2) 方法 次の調査項目により婦人少年局員が直接組合指導者に面接して調査したものを集計又は分析した。

女子の組合活動促進について 組合状況調査

労働婦人少年局婦人労働課

調査労組名 _____ 加盟団体名 _____ 産業 _____

一、組合員数

総組合員数 _____ 〇人

男子 〃 _____ 名 _____ %

女子 〃 _____ 名 _____ %

二、婦人部の有無

	有	無
(1) ある場合	その結成年月 _____ 昭和 _____ 年 _____ 月	
(2) ない場合	前婦人部解散年月 _____ 昭和 _____ 年 _____ 月	
	婦人の属する他の組織	
	その結成年月 _____ 昭和 _____ 年 _____ 月	

三、組合役員

- (1) 組合役員（執行委員、代議員等）中には女子がどれだけ出されているか。

役員名 _____ 総数 _____ 名中、女子 _____ 名

四、組合規約

規約中役員選出、その他女子について特にとりきめられている事項があるか、あればその概要

（規約で定めなくとも、実際に何らかの方法を講じているか）

- (1) 男女組合員の数に比例して役員、執行委員を出すようきまりがあるか。

- (2) 役員候補者を推せん指名するとき、女子のすいせん候補者を何名ときめておくような方法をとっているか。

- (3) その他

五、労協協約について

- (1) 何時締結されたか _____ 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- (2) 改訂があつたらその事由と年月

事由の概要

改訂年月

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- (3) 女子に関する規定があるか、あればどんな規定か

生理休暇

産前産後休暇

育児時間

深夜業

時間外労務

同一賃金

均等待遇

等

3. 調査の対象（表一）

東京都内に所在する工場、事業場の組合から産業別に代表的なものを選んで入らんだ。

1) 産業別分類

これを産業別に分類すれば、鉱業（本社）ノ、金属工業ノ、機械器具工業ノ、化学工業ノ、紡織工業ノ、食料品工業ノ、印刷製本業ノ、商業ノ、金融業ノ、自由業ノ、となつており、その名称をそれぞれ A、B、C …… Y とした。

(2) 組織別（所属上級団体別）分類

各組合を組織別（所属上級団体別）に分類すれば総評加盟会、全労連会、中立ノノとなつている。

(3) 規模別（組合員数別）分類

(4)

組合員数別に見ると、100名以下のもの24件中11件、500名以上1,000名までのもの4件、1,000名以上2,000名までのもの6件、2,000名以上のもの4件、総人員27,237名となっている。その中女子の数は10,559名、総員中38.8%を占めている。

女子従業員の占める率は紡織工業が最も多く62%～87%を示し、化学工業及び商業の62%、自由業の50%～69%が目立ち、金融業もかなりの高率を示している。

表 1. 調 査 対 相

産 業 別	工場別	組 合 組合員別	組 合 員 数			
			男	女	総 員	総員中女子の 占める%
鉄 業	A(本社)	総 評	330	130	460	28.3
金属工業	B	総 評	114	5	119	4.2
機械器具工業	C	全労連	259	102	361	28.3
	D	"	170	79	249	31.7
	E	中 立	2,190	411	2,601	15.8
化学工業	F	"	200	330	530	62.3
	G	"	68	42	110	38.2
紡織工業	H	中 立	25	175	200	87.5
	I	総 評	383	650	1,033	62.9
	J	"	250	1,050	1,300	80.8
食料品工業	K	中 立	1,300	800	1,900	31.6
	L	"	130	45	175	25.7
印刷製本業	M	総 評	700	300	1,000	30.0
	N	全労連	1,297	397	1,694	23.4
	O	中 立	1,570	430	2,000	21.5
	P	全労連	1,900	400	2,300	17.4
商 業	Q	総 評	460	778	1,238	62.8
金 融 業	R	全労連	1,143	1,022	2,165	47.2
	S	中 立	301	152	453	33.6
	T	"	410	160	570	28.1
	U	全労連	2,800	2,700	5,500	49.1
	V	"	300	242	542	44.6
自 由 業	W	中 立	115	15	130	11.5
	X	全労連	200	200	400	50.0
	Y	中 立	63	144	207	69.6
計	25		16,678	10,559	27,237	38.8

4. 婦人の組合役員への進出状況

1. 組合役員への進出状況

終戦直後、組合組織の急激な膨張に伴って婦人の組合役員への進出は見るべきものがあつたが、その後組合運動の衰退に伴い、特に昨年末の下
 何傾向に伴って婦人の役員への進出は著しく減少した。表2に見る通り
 女子役員的女子組合員中に占める率は、男子のそれと比べて極めて低く
 0のところが多々件中々件、高率のところでは機械器具工業の総数146
 名に対する女67名、化学工業の総数141名に対する女117名、自由業
 の総数125名に対する女110名が目立っている。紡織工業、商業、金
 融業等は婦人組合員数の多い割に役員率は極めて低い。

(2) 婦人の進出している組合役員の種類

以上の通り婦人の組合役員への進出状況は数的に微々たるものであるが
 又質的にも必らずしも正統の役員ばかりではない。これを役柄によつて分析して見ると、三役(執行委員長、副委員長、書
 記長)に出ているものの、執行委員24名、会計監査1名、分会支部役
 員3名、中央委員2名、計30名で調査対象女子総員10,157名中の3
 0%となっている。

この外役員以外の役と考えられる代議員、取組委員等に進出しているもの
 の数は、正規役員に比べれば幾分多く、代議員が30名、取組委員は
 67名、計97名で女子総員中の9.6%となっている。

又役員と役員以外の役とを合計すれば127名で女子総員中の12.6%であ
 る。役員への進出の前段階として取組委員等役員以外の役への積極的な
 進出は望ましいことである。

(3) 婦人部長の地位

昨年6月の労組法改正前には、婦人部長が自任的に組合役員になつてい
 るもの多かつたが、改正によつてこの特権が廃除されたため婦人役員
 の数が激減した。規約上婦人部長が臨時委員会に出席出来るように規定し
 ているものの、慣習的にこれに類する取扱をしているものもある。

(表2参照)が、現在婦人部長で役員に選出されているものは極めて少
 く、2件で自任的に役員となつているものは1件ある。

表 2. 婦人の組合役員への進出状況

産業別	工場別	性別	組合	人数(B)	割合%
鉱業	A (本庄)	男	330人	22人	6.7%
		女	130	2	1.5
		計	460	24	5.2
金属工業	B	男	114	12	10.5
		女	5	0	0
		計	119	12	10.1
機械器具工業	C	男	259	9	3.5
		女	102	0	0
		計	361	9	2.5
	D	男	170	22	12.9
		女	79	7	8.9
		計	249	29	11.6
	E	男	2190	73	3.3
		女	411	0	0
		計	2601	73	2.8
化学工業	F	男	200	41	20.5
		女	330	15	4.5
		計	530	56	10.6
	G	男	68	11	16.2
		女	42	5	11.9
		計	110	16	14.5
	H	男	25	14	56.0
		女	175	11	6.3
		計	200	25	12.5
紡織工業	I	男	383	8	2.1
		女	650	0	0
		計	1,033	8	0.8
	J	男	250	36	14.4
		女	1,050	14	1.3
		計	1,300	50	3.8

(6)

産業別	工場別	性別	組合員数(A)	人数(B)	割合%
食品工業	K	男	1,300人	33人	2.5%
		女	600	4	0.7
		計	1,900	37	1.9
	L	男	130	22	16.9
		女	45	0	0
		計	175	22	12.6
	M	男	700	41	5.9
		女	300	2	0.7
		計	1,000	43	4.3
印刷製本業	N	男	1,297	140	10.8
		女	397	14	3.5
		計	1,694	154	9.1
	O	男	1,570	96	6.1
		女	430	9	2.1
		計	2,000	105	5.2
	P	男	1,900	117	6.2
		女	400	3	0.8
		計	2,300	120	5.2
商 業	Q	男	460	13	2.8
		女	778	2	0.3
		計	1,238	15	1.2
	R	男	1,143	66	5.8
		女	1,022	2	0.2
		計	2,165	68	3.1
	S	男	301	27	9.0
		女	152	3	2.0
		計	453	30	6.6
金融業	T	男	410	0	1.5
		女	160	0	0
		計	570	0	1.1
	U	男	2,800	11	0.4
		女	2,700	3	0.1
		計	5,500	14	0.3

13.7	41	300	男女計	ノ
3.3	8	242		
9.0	49	542		
3.5	4	115	男女計	ハ
0	0	15		
3.1	4	130	男女計	キ
14.0	28	200	男女計	コ
11.0	22	200		
12.5	50	400	男女計	
22.4	33	63	男女計	
2.1	3	144		
17.4	36	207	男女計	
3.9	1055	27.237		ト

表3. 婦人の進出している
組合役員の種類

産業別	工場別	婦人役員の種類						役員以外の役				総計
		三役	執行委員	会計監査	役員	中央委員	小計	代議員	監事	その他	小計	
鉄業	A						0	2			2	2
金属工業	B						0				0	0
機械器具工業	C						0				0	0
	D						0		7		7	7
	E						0				0	0
化学工業	F		1				1		14		14	15
	G		1				1	4			4	5
紡織工業	H		11				11				0	11
	I						0				0	0
	J				1	2	1		13		13	14
食料品工業	K		1				1		3		3	4
	L						0				0	0
印刷製本業	M		1				1		1		1	2
	N						0	14			14	14
	O						0		9		9	9
	P		1				1		2		2	3
商業	Q		2				2				0	2
金銀業	R					2	2				0	2
	S		1		2		3				0	3
	T						0				0	0
	U		1				1	2			2	3
	V						0	8			8	8
自由業	W						0				0	0
	X		2				2		20		20	22
	Y		2	1			3				0	3
計			24	1	3	2	30	20	69	0	99	129

(8)

5. 組合婦人部の組織状況

1) 婦人部の設立、解散状況 (表4)

調査の対象とした25の組合中現在婦人部乃至これに類するもののあるところは16で、その組織を種類別に見れば婦人部12、青年婦人部2、婦人対策部4、と大体三つに大別出来る。

これらの設立時期は表4に見る通り昭和21年が10、22年が5で組合運動の興隆期に組合設立と同時に出来たものが大部分である。

24年下期から25年にかけては婦人部の解散が目立ち、この時期に7つの組織が解散している。その中解散後無組織のもの4、婦人対策部に組織かえしたものと5つになっている。

2) 婦人部解散の理由

表4の通り、7つの組織が解散している。その解散の理由を回答により分類すれば、

1、婦人の能力不足や消極性により、解散又は自然消滅となった。

2、労組法改正に基づき解散した。(婦人対策部に移行したものもある以上の二つに大別出来る。

即ち昨年度から今年度にかけて企業整備による人員整理が多く行はれ、その結果組合活動が消極的になった事と昨年6月労組法の改正によつて婦人部の特権が廃除されたため、婦人部は解散すべきであると誤って考えられたことが、婦人部解散の最も根本的な理由となっている。

この外婦人が大多数を占めているところで最初から婦人部を結成せず或は婦人対策部をおいているところもある。

3) 婦人部以外の組織

以上のように婦人部(青婦人部、婦人対策部)が解散乃至無組織の場合、これに代るものとして、親睦会の様なもの作っているところがある。これは防衛工業で、婦人が大多数を占めているため婦人部を組織していない。

婦人部の文獻散狀

婦人部
婦人部
婦人部

——
—————
——

糸

産業別	工場別	数												年	月	日	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	昭和64年	昭和65年	昭和66年	昭和67年	昭和68年	昭和69年	昭和70年	昭和71年	昭和72年	昭和73年	昭和74年	昭和75年	昭和76年	昭和77年	昭和78年	昭和79年	昭和80年	昭和81年	昭和82年	昭和83年	昭和84年	昭和85年	昭和86年	昭和87年	昭和88年	昭和89年	昭和90年	昭和91年	昭和92年	昭和93年	昭和94年	昭和95年	昭和96年	昭和97年	昭和98年	昭和99年	昭和100年	昭和101年	昭和102年	昭和103年	昭和104年	昭和105年	昭和106年	昭和107年	昭和108年	昭和109年	昭和110年	昭和111年	昭和112年	昭和113年	昭和114年	昭和115年	昭和116年	昭和117年	昭和118年	昭和119年	昭和120年	昭和121年	昭和122年	昭和123年	昭和124年	昭和125年	昭和126年	昭和127年	昭和128年	昭和129年	昭和130年	昭和131年	昭和132年	昭和133年	昭和134年	昭和135年	昭和136年	昭和137年	昭和138年	昭和139年	昭和140年	昭和141年	昭和142年	昭和143年	昭和144年	昭和145年	昭和146年	昭和147年	昭和148年	昭和149年	昭和150年	昭和151年	昭和152年	昭和153年	昭和154年	昭和155年	昭和156年	昭和157年	昭和158年	昭和159年	昭和160年	昭和161年	昭和162年	昭和163年	昭和164年	昭和165年	昭和166年	昭和167年	昭和168年	昭和169年	昭和170年	昭和171年	昭和172年	昭和173年	昭和174年	昭和175年	昭和176年	昭和177年	昭和178年	昭和179年	昭和180年	昭和181年	昭和182年	昭和183年	昭和184年	昭和185年	昭和186年	昭和187年	昭和188年	昭和189年	昭和190年	昭和191年	昭和192年	昭和193年	昭和194年	昭和195年	昭和196年	昭和197年	昭和198年	昭和199年	昭和200年	昭和201年	昭和202年	昭和203年	昭和204年	昭和205年	昭和206年	昭和207年	昭和208年	昭和209年	昭和210年	昭和211年	昭和212年	昭和213年	昭和214年	昭和215年	昭和216年	昭和217年	昭和218年	昭和219年	昭和220年	昭和221年	昭和222年	昭和223年	昭和224年	昭和225年	昭和226年	昭和227年	昭和228年	昭和229年	昭和230年	昭和231年	昭和232年	昭和233年	昭和234年	昭和235年	昭和236年	昭和237年	昭和238年	昭和239年	昭和240年	昭和241年	昭和242年	昭和243年	昭和244年	昭和245年	昭和246年	昭和247年	昭和248年	昭和249年	昭和250年	昭和251年	昭和252年	昭和253年	昭和254年	昭和255年	昭和256年	昭和257年	昭和258年	昭和259年	昭和260年	昭和261年	昭和262年	昭和263年	昭和264年	昭和265年	昭和266年	昭和267年	昭和268年	昭和269年	昭和270年	昭和271年	昭和272年	昭和273年	昭和274年	昭和275年	昭和276年	昭和277年	昭和278年	昭和279年	昭和280年	昭和281年	昭和282年	昭和283年	昭和284年	昭和285年	昭和286年	昭和287年	昭和288年	昭和289年	昭和290年	昭和291年	昭和292年	昭和293年	昭和294年	昭和295年	昭和296年	昭和297年	昭和298年	昭和299年	昭和300年	昭和301年	昭和302年	昭和303年	昭和304年	昭和305年	昭和306年	昭和307年	昭和308年	昭和309年	昭和310年	昭和311年	昭和312年	昭和313年	昭和314年	昭和315年	昭和316年	昭和317年	昭和318年	昭和319年	昭和320年	昭和321年	昭和322年	昭和323年	昭和324年	昭和325年	昭和326年	昭和327年	昭和328年	昭和329年	昭和330年	昭和331年	昭和332年	昭和333年	昭和334年	昭和335年	昭和336年	昭和337年	昭和338年	昭和339年	昭和340年	昭和341年	昭和342年	昭和343年	昭和344年	昭和345年	昭和346年	昭和347年	昭和348年	昭和349年	昭和350年	昭和351年	昭和352年	昭和353年	昭和354年	昭和355年	昭和356年	昭和357年	昭和358年	昭和359年	昭和360年	昭和361年	昭和362年	昭和363年	昭和364年	昭和365年	昭和366年	昭和367年	昭和368年	昭和369年	昭和370年	昭和371年	昭和372年	昭和373年	昭和374年	昭和375年	昭和376年	昭和377年	昭和378年	昭和379年	昭和380年	昭和381年	昭和382年	昭和383年	昭和384年	昭和385年	昭和386年	昭和387年	昭和388年	昭和389年	昭和390年	昭和391年	昭和392年	昭和393年	昭和394年	昭和395年	昭和396年	昭和397年	昭和398年	昭和399年	昭和400年	昭和401年	昭和402年	昭和403年	昭和404年	昭和405年	昭和406年	昭和407年	昭和408年	昭和409年	昭和410年	昭和411年	昭和412年	昭和413年	昭和414年	昭和415年	昭和416年	昭和417年	昭和418年	昭和419年	昭和420年	昭和421年	昭和422年	昭和423年	昭和424年	昭和425年	昭和426年	昭和427年	昭和428年	昭和429年	昭和430年	昭和431年	昭和432年	昭和433年	昭和434年	昭和435年	昭和436年	昭和437年	昭和438年	昭和439年	昭和440年	昭和441年	昭和442年	昭和443年	昭和444年	昭和445年	昭和446年	昭和447年	昭和448年	昭和449年	昭和450年	昭和451年	昭和452年	昭和453年	昭和454年	昭和455年	昭和456年	昭和457年	昭和458年	昭和459年	昭和460年	昭和461年	昭和462年	昭和463年	昭和464年	昭和465年	昭和466年	昭和467年	昭和468年	昭和469年	昭和470年	昭和471年	昭和472年	昭和473年	昭和474年	昭和475年	昭和476年	昭和477年	昭和478年	昭和479年	昭和480年	昭和481年	昭和482年	昭和483年	昭和484年	昭和485年	昭和486年	昭和487年	昭和488年	昭和489年	昭和490年	昭和491年	昭和492年	昭和493年	昭和494年	昭和495年	昭和496年	昭和497年	昭和498年	昭和499年	昭和500年	昭和501年	昭和502年	昭和503年	昭和504年	昭和505年	昭和506年	昭和507年	昭和508年	昭和509年	昭和510年	昭和511年	昭和512年	昭和513年	昭和514年	昭和515年	昭和516年	昭和517年	昭和518年	昭和519年	昭和520年	昭和521年	昭和522年	昭和523年	昭和524年	昭和525年	昭和526年	昭和527年	昭和528年	昭和529年	昭和530年	昭和531年	昭和532年	昭和533年	昭和534年	昭和535年	昭和536年	昭和537年	昭和538年	昭和539年	昭和540年	昭和541年	昭和542年	昭和543年	昭和544年	昭和545年	昭和546年	昭和547年	昭和548年	昭和549年	昭和550年	昭和551年	昭和552年	昭和553年	昭和554年	昭和555年	昭和556年	昭和557年	昭和558年	昭和559年	昭和560年	昭和561年	昭和562年	昭和563年	昭和564年	昭和565年	昭和566年	昭和567年	昭和568年	昭和569年	昭和570年	昭和571年	昭和572年	昭和573年	昭和574年	昭和575年	昭和576年	昭和577年	昭和578年	昭和579年	昭和580年	昭和581年	昭和582年	昭和583年	昭和584年	昭和585年	昭和586年	昭和587年	昭和588年	昭和589年	昭和590年	昭和591年	昭和592年	昭和593年	昭和594年	昭和595年	昭和596年	昭和597年	昭和598年	昭和599年	昭和600年	昭和601年	昭和602年	昭和603年	昭和604年	昭和605年	昭和606年	昭和607年	昭和608年	昭和609年	昭和610年	昭和611年	昭和612年	昭和613年	昭和614年	昭和615年	昭和616年	昭和617年	昭和618年	昭和619年	昭和620年	昭和621年	昭和622年	昭和623年	昭和624年	昭和625年	昭和626年	昭和627年	昭和628年	昭和629年	昭和630年	昭和631年	昭和632年	昭和633年	昭和634年	昭和635年	昭和636年	昭和637年	昭和638年	昭和639年	昭和640年	昭和641年	昭和642年	昭和643年	昭和644年	昭和645年	昭和646年	昭和647年	昭和648年	昭和649年	昭和650年	昭和651年	昭和652年	昭和653年	昭和654年	昭和655年	昭和656年	昭和657年	昭和658年	昭和659年	昭和660年	昭和661年	昭和662年	昭和663年	昭和664年	昭和665年	昭和666年	昭和667年	昭和668年	昭和669年	昭和670年	昭和671年	昭和672年	昭和673年	昭和674年	昭和675年	昭和676年	昭和677年	昭和678年	昭和679年	昭和680年	昭和681年	昭和682年	昭和683年	昭和684年	昭和685年	昭和686年	昭和687年	昭和688年	昭和689年	昭和690年	昭和691年	昭和692年	昭和693年	昭和694年	昭和695年	昭和696年	昭和697年	昭和698年	昭和699年	昭和700年	昭和701年	昭和702年	昭和703年	昭和704年	昭和705年	昭和706年	昭和707年	昭和708年	昭和709年	昭和710年	昭和711年	昭和712年	昭和713年	昭和714年	昭和715年	昭和716年	昭和717年	昭和718年	昭和719年	昭和720年	昭和721年	昭和722年	昭和723年	昭和724年	昭和725年	昭和726年	昭和727年	昭和728年	昭和729年	昭和730年	昭和731年	昭和732年	昭和733年	昭和734年	昭和735年	昭和736年	昭和737年	昭和738年	昭和739年	昭和740年	昭和741年	昭和742年	昭和743年	昭和744年	昭和745年	昭和746年	昭和747年	昭和748年	昭和749年	昭和750年	昭和751年	昭和752年	昭和753年	昭和754年	昭和755年	昭和756年	昭和757年	昭和758年	昭和759年	昭和760年	昭和761年	昭和762年	昭和763年	昭和764年	昭和765年	昭和766年	昭和767年	昭和768年	昭和769年	昭和770年	昭和771年	昭和772年	昭和773年	昭和774年	昭和775年	昭和776年	昭和777年	昭和778年	昭和779年	昭和780年	昭和781年	昭和782年	昭和783年	昭和784年	昭和785年	昭和786年	昭和787年	昭和788年	昭和789年	昭和790年	昭和791年	昭和792年	昭和793年	昭和794年	昭和795年	昭和796年	昭和797年	昭和798年	昭和799年	昭和800年	昭和801年	昭和802年	昭和803年	昭和804年	昭和805年	昭和806年	昭和807年	昭和808年	昭和809年	昭和810年	昭和811年	昭和812年	昭和813年	昭和814年	昭和815年	昭和816年	昭和817年	昭和818年	昭和819年	昭和820年	昭和821年	昭和822年	昭和823年	昭和824年	昭和825年	昭和826年	昭和827年	昭和828年	昭和829年	昭和830年	昭和831年	昭和832年	昭和833年	昭和834年	昭和835年	昭和836年	昭和837年	昭和838年	昭和839年	昭和840年	昭和841年	昭和842年	昭和843年	昭和844年	昭和845年	昭和846年	昭和847年	昭和848年	昭和849年	昭和850年	昭和851年	昭和852年	昭和853年	昭和854年	昭和855年	昭和856年	昭和857年	昭和858年	昭和859年	昭和860年	昭和861年	昭和862年	昭和863年	昭和864年	昭和865年	昭和866年	昭和867年	昭和868年	昭和869年	昭和870年	昭和871年	昭和872年	昭和873年	昭和874年	昭和875年	昭和876年	昭和877年	昭和878年	昭和879年	昭和880年	昭和881年	昭和882年	昭和883年	昭和884年	昭和885年	昭和886年	昭和887年	昭和888年	昭和889年	昭和890年	昭和891年	昭和892年	昭和893年	昭和894年	昭和895年	昭和896年	昭和897年	昭和898年	昭和899年	昭和900年	昭和901年	昭和902年	昭和903年	昭和904年	昭和905年	昭和906年	昭和907年	昭和908年	昭和909年	昭和910年	昭和911年	昭和912年	昭和913年	昭和914年	昭和915年	昭和916年	昭和917年	昭和918年	昭和919年	昭和920年	昭和921年	昭和922年	昭和923年	昭和924年	昭和925年	昭和926年	昭和927年	昭和928年	昭和929年	昭和930年	昭和931年	昭和932年	昭和933年	昭和934年	昭和935年	昭和936年	昭和937年	昭和938年	昭和939年	昭和940年	昭和941年	昭和942年	昭和943年	昭和944年	昭和945年	昭和946年	昭和947年	昭和948年	昭和949年	昭和950年	昭和951年	昭和952年	昭和953年	昭和954年	昭和955年	昭和956年	昭和957年	昭和958年	昭和959年	昭和960年	昭和961年	昭和962年	昭和963年	昭和964年	昭和965年	昭和966年	昭和967年	昭和968年	昭和969年	昭和970年	昭和971年	昭和972年	昭和973年	昭和974年	昭和975年	昭和976年	昭和977年
-----	-----	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

6. 労働組合同約中婦人に関する規定 (表6)

労働組合同約中婦人に関して規定されている事項を次の三項目について調査した結果次のようであった。

(1) 男女組合員の数に比例して役員、執行委員を出すようになっているか。 〇

(2) 役員候補者を推せん指名するとき女子の推せん候補者を何名ときめておくような方法をとっているか。 〇

(3) その他の規定

イ、婦人部をおく 6件

ロ、婦人対策部をおく。 3件

ハ、青年婦人部をおく。 1件

ニ、婦人部長は臨時委員会常任委員会に出席することが出来る。 1件

ホ、性別によつて組合員たる資格を奪われることはない。 1件

ヘ、性別にかかはらず組合役員選挙権、被選挙権を持つ。 1件

なお組合同約には規定されていないが、実際行われている事項としては次の二項目があげられる。

1、婦人部長は自動的に常任委員の資格を持っている。 1件

2、婦人部長は自動的に執行機関に加はっている。 1件

表 5. 組合同規約中婦人部に関する規定

産 業 別	事 項 別	労働組合同規約中婦人に関する規定事項			備 考
		組合員の数に比 例して役員、執行委員 をおくようなさ まりがあるか	役員候補者と推 せん指名と女子の 推せん候補者と何 名と定めおけるな 方法をとっているか	そ の 他	
鉄 業	A	な し	な し		
	B	な し	な し		組合同規約改正中
機械器具 工 業	C	な し	な し		
	D	な し	な し	婦人部をおく、婦人部長は臨時 委員会、常任委員会に出席す ることが出来る。	
	E	な し	な し	婦人対策部をおく	
化学工業	F	な し	な し		
	G	な し	な し	婦人部をおく、性別によって組 合員たる資格をうけわたる ことはない。	
紡織工業	H	な し	な し		
	I	な し	な し	婦人対策部をおく。	
	J	な し	な し		
食料品 工 業	K	な し	な し	婦人部を置くことができる、性別に かかわらず組合役員選挙権被 選挙権をもつ。	
	L	な し	な し		
印刷製本業	M	な し	な し	婦人対策部をおく。	
	N	な し	な し	婦人部をおく	
	O	な し	な し		
	P	な し	な し	婦人部長は自動的に役員となる。	規約改正留置中
商 業	Q	な し	な し		
金融 業	R	な し	な し		
	S	な し	な し	青年婦人部をおく	
	T	な し	な し	婦人部をおく。	
	U	な し	な し		
	V	な し	な し		
自由業	W	な し	な し		
	X	な し	な し	婦人部をおく。	婦人部長は自動的に 常任委員の資格 を有する。
	Y	な し	な し		婦人部長は自動的に 執行機関に加 わる。

7. 労働協約中婦人に関する規定(巻6)

昨年度より今年度にかけて新労組法に基づく労働協約の交渉に入ったところは非常に多かったが新労組法によって協約の自動延長が禁止されたため交渉中無協約状態となったところ或は前協約の期間満了と同時に無協約となったところが続出したが、このような現状の中で今回調査したよの組合中労働協約を有する組合は14件あつた。このうち婦人に関する規定のあるものは14件で調査組合数のよ%を占めている。

なお規定内容は次の通りである。

1. 生理休暇	14件	有給1日	2件	{ 日額70%支給	1件
		有給2日	5	{ 支給額記載なし	1
		有給3日	2	{ 全額支給	1
		有給必要日数付	1	{ 基本給×1/2支給	1
		事務系1日現場2日	1		
		無給3日	1		
		記載なし	2		
2. 産前産後休暇	10件	基準法通り	7	{ 日額70%支給	1
		産前6週間産後7週間	1	{ 有給	1
		記載なし	2	{ 記載なし	1
3. 育児時間	14件	基準法通り	6		
		記載なし	2		
4. 深夜業	3件	基準法通り	1		
		記載なし	2		
5. 時間外労働	8件	基準法通り	3		
		記載なし	5		
6. 同一賃金	2件	基準法通り	1		
		記載なし	1		
7. 平等待遇	1件				
よ4直前に4日を超える休日に就業を命じることが出来る					1件
8. 妊娠休暇	1件	{ 有給月4日			

表 6. 労働協約中婦人に関する規定 (○…有) (13)

産業別	労組 名別	労働 協約 の有 無	労働協約中婦人に関する規定の有無							
			生理休暇	産前産 後休暇	育児休暇	深夜業	所外 労働	同一賃金	平等待遇	その他
鉱業	A	○	○ 有給2日	×	×	×	○ 基準法通り	×	×	×
金属工業	B	○	○ 有給1日 (日額70% 支給)	○ 基準法通り (日額70% 支給)	○ 1日2回 30分づつ	×	×	×	×	×
機械器具工業	C	×								
	D	×								
	E	○	○ 有給3日 (全額支給)	○ 基準法通り	○ 基準法通り	×	○ 基準法通り	○ 基準法通り	×	×
化学工業	F	○	×	×	×	×	×	×	×	×
	G	○	○ 有給2日	○ 産前6週間 産后7週間	○ 1日2回 30分づつ	○	○	○	○	×
紡織工業	H	○	○ 有給3日	○ 基準法通り	○ 基準法通り	○ 基準法通り	×	×	×	×
	I	○	○	○ 基準法通り	○ 基準法通り	○ 基準法通り	×	×	×	×
	J	○	○ 有給2日	○ 基準法通り 有給	○ 1日2回 30分づつ	×	○	×	×	×
食品工業	K	×								
	L	○	○ 有給必要日 数だけ (基準法通り 支給)	○ 基準法通り	×	×	×	×	×	○ 産前産後 日数に 合せて 支給 できる。
印刷製本業	M	○	○ 産前1日 産後2日	○	○	×	○	×	×	×
	N	○	○ 有給3日(産 前産後各 1日支給)	×	×	×	×	×	×	×
	O	○	×	×	×	×	×	×	×	
	P	○	○	○	○	○	○	×	×	○ 産前産後 4日有給
商業 金融業	Q	○	○ 有給2日 (全額支給)	○ 基準法通り	×	×	○ 基準法通り	×	×	×
	R	○	○ 有給1日	×	×	×	×	×	×	×
	S	×								
	T	○	○ 2日2回	×	×	×	×	×	×	×
	U	○	○ 産前産後 各1日基準 法通り	○ (左に全日)	○ (左に全日)	○ (左に全日)	○ (左に全日)	○ (左に全日)	○ (左に全日)	×
	V	○	○ (但し現在 有給未 施行)	×	×	×	×	×	×	×
自由業	W	×								
	X	×								
	Y	×								
計	25	18	14	10	8	3	8	2	1	2

8. ち ず び

以上の調査の結論として一口にいえることは、婦人の組合活動が低調だということである。それは婦人役員が婦人組合員中に占める率が男子のそれに比べて極めて低いこと、婦人役員が婦人総員中の3%しか占めていないこと、又、婦人の役員への進出状況や、婦人部の解散理由として婦人自身の無力と消極性があげられていること等によっても明らかである。

このような現実によつて我々は今の婦人に対する各党活動の重要性を益々強く認識すると共に組合婦人部が未だその役割を完全に果たしておいていないことを知ることができる。

Ⅱ. 労働協約中婦人に特殊な規定に関する調査報告書

労働協約中婦人に関する特殊な規程について、昭和二十五年一月から六月末迄に東京都庁に提出された都内の有効協約一三一について規定の範囲とその内容を調査した結果を昨年度と比較してみると、次のようなものである。

昨年度、調査した有効協約数は一三九六であつたのに対し本年度の調査数が一三一で、わづかに十分の一に不足するのは労働組合法の改正により協約が届出制でなくなつたため任意に提出されたもののみが調査対象となつたためである。

協約中、もつとも多数をしめているのは昨年と同じく生理休暇の規定で全協約の六九％がこれを定め、産前産後の休暇がこれに次いで五三％、時間外労働に関する規定は二三％、育児時間を定めたものが一七％、休日労働の禁止を規定したものは一五％、深夜業の禁止一一％、男女の権利平等をうたったもの八％である。

昨年度と比較してみると、有効協約に比例して、婦人に関する特殊な規定の いづれも著しくその比率が増加しているのは細部の就業規則にゆだねられていた規定が、協約中にとりいれられたことによる。

生理休暇については昨年と同じように殆どの協約が日数と給料とに関し規定している。

給料の規定ある協約数七九％中有給と定めたものは九二％であり昨年と同じ割合をしめている。

日数については二日と定めたものが日数の規定ある協約数の三七％をしめ次いで三日と定めたものが、二六％で昨年の三日

労働協約中婦人に関する規定			
項 目	年度別	24年	25年
有効協約数		1,396	131
生 理 休 暇		27%	69%
産前産後 休 暇		21	53
男女の権利平等		6	8
時 間 外 勞 働		5	23
休 日 勞 働	(その他に含)		15
深 夜 業		2	11
育 児 時 間		2	17
そ の 他		4	27
業 界 都			

と定められたもの五三%、二日四一%とは大分違つた傾向がでてきている。

これは生理休暇に対する意義の認識が新時間制徹底し、職場の施設改善に重要がおかれてきたのではないかと思われる。

産前産後の休暇については、給料の規定ある規約数七八%中有給と定められたものは八七%、無給を規定したものは一三%、で給料の規定のない規約は二〇%である。

産前産後、生理休暇のどちらも、その殆ど全部が全額払を規程している、日数については非常に多岐に分れている。

日数の規定ある規約数は六五であるが、通算で延日数を規定したもの一、通算週数の場合は七、月数の場合が四である。

さらに産前産後別に規定した場合は、前六週後六週に規定した規約が三三・五一%、次いで前六週後七週、前三〇日以上後四〇日以上等の規定がある。又基準法と異なる通算形式で日数を規定している規約が三四%である。

男女の権利平等をうたつたものは一で単に無差別を規定したものは七、次いで男女同一賃金をうたつたもの三、職業的地位の平等をうたつたものは一にすぎない。

時間外労働、休日労働については、その大部分が労基基準法に定められて、あるところと同じである。

育児時間は基準法と同一で、その給料については全部有給を規定している。その他の推移についてみると、昨年度は全産業中、その他の規定は、わずか四%にすぎなかつたものが、本年は二七%に増加し、その内容としては危険有害業務の禁止、妊婦に対する保護考慮等、細部にわたる規定が含まれてきたその反面、停年制に男女の差別あるもの四、初任給、結婚資金等に差別が依然としてあることは見逃せない事実である。

第一表 労働協約中婦人に關する規定

産業別 項目	全産業	製造工業							建設工業	運輸通信業	商業 (サービス業)	自由業	その他	不明
		工業総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷製本	その他						
1. 生理休暇	90 (89)	58	11	17	18	4	5	3	3	11	7	3	7	1
2. 産前産後休暇	69 (63)	44	6	11	19	3	4	1	2	9	6	2	6	
3. 男女の権利平等	11 (8)	6	1	4	1				2	3				
4. 時間外労働	30 (25)	19	2	8	6	2	1		2	4	3	1	1	
5. 休日労働	20 (15)	13	3	5	4	1			2	2	2		1	
6. 深夜業	15 (11)	7	1	2	2	2			2	2	3	1		
7. 育児時間	22 (19)	17	2	5	8	2				2	2	1		
8. その他	36 (29)	31	6	6	8	6		5		2	1	1	1	

(註) %は有効協約ノ3ノに対する各項目別の比率である。各項目の%の計が100にならないのは一協約中重複しているものがある故である。
東京都における昭和26年6月末現在提出有効協約ノ3ノについて調査

第二表 (実数)

生理休暇の規定 (日数について)

産業別 項目	全産業	製造工業							建設工業	運輸通信業	商業(小売業)	自由業	その他	不明
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他						
日数の規定 ある協約	78	48	9	14	15	4	5	1	3	11	7	3	5	1
1 1日	4	2		2									1	1
2 2日	29	22	6	7	5		3	1	1	3	3			
3 3日	20	10		2	5	1	2			5	1	2	2	
4 4日以上	1										1			
5 求めた日数	23	13	3	3	4	3			2	3	2	1	2	
6 年13日	1	1			1									
日数の規定 ない協約	8	7	2	2	2			1					1	
その他	4	3		1	1			1					1	

第三表 (比例数)

生理休暇の規定 (日数について)

産業別 項目	全産業	製造工業							建設工業	運輸通信業	商業(小売業)	自由業	その他	不明
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他						
日数の規定 ある協約	(87)	(93)	(82)	(82)	(83)	(100)	(100)	(33)	(100)	(100)	(100)	(40)	(72)	(100)
1 1日	5	4		14			100						20	100
2 2日	37	46	67	50	33		60		33	27	43			
3 3日	26	21		14	33	25	40			46	14	67	40	
4 4日以上	1										14			
5 求めた日数	30	27	33	22	27	75			66	27	29	33	40	
6 年13日	1	2			7									
日数の規定 ない協約	(9)	(12)	(18)	(12)	(11)			(33)					(14)	
その他	(4)	(5)		(6)	(6)			(33)					(14)	

(註) 内訳は日数の規定ある協約を100として算出。

第四表 (実数) 生理休暇の規定 (給料について)

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業	運輸通信業	商業(支店)	自由業	その他	不明
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡績	印刷 製本	その他						
給料の規定 ある契約	71	44	6	13	15	3	5	2	2	9	7	3	5	1
1 有給	65	39	6	10	13	3	5	2	2	9	7	3	4	1
2 無給	6	5		3	2								1	
給料の規定 ない契約	19	14	5	4	3	1		1	1	2			2	

第五表 (比割数) 生理休暇の規定 (給料について)

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業	運輸通信業	商業(支店)	自由業	その他	不明
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡績	印刷 製本	その他						
給料の規定 ある契約	(79)	(76)	(55)	(26)	(82)	(75)	(100)	(67)	(67)	(82)	(100)	(100)	(71)	(100)
1 有給	92	89	100	77	87	100	100	100	100	100	100	100	80	100
2 無給	8	11		23	13								20	
給料の規定 ない契約	(21)	(24)	(45)	(24)	(17)	(25)		(33)	(33)	(18)			(29)	

(註) 内訳は給料の規定ある契約を100として算出。

第6表 (実数) 産 前 産 後 休 暇 規 定 (日数について)

項 目	全 産 業	製 造 工 業							建 設 工 業	運 輸 通 信 業	商 業 (小売・飲食)	自 由 業	そ の 他	不 明
		工 業 総 数	金 属	機 械 器 具	化 学	紡 織	印 刷 本	その他						
日数の規定 ある契約	65	42	6	11	18	3	3	1	2	7	6	2	6	
2通算(総数)	22	13		6	6		1		1	4	3		1	
1. 延日数														
60日にみわたすもの	2									2				
85日	2	1			1				1					
90日	5	3		2	1						2			
100日	2	2		1	1									
2. 週数														
6週にみわたさないもの	1												1	
8週	1	1					1							
12週	4	3		1	2					1				
13週	1									1				
3. 月数														
3月	3	3		2	1									
4月	1										1			
産前・産後別 (総数)	42	28	6	5	12	2	2	1	1	3	3	2	5	
1. 延日数														
前30日後30日	2	2			1		1							
45日・45日	2	2		1			1							
2. 週数														
産1週後6週	1											1		
12・15	1	1		1										
16・16	33	20	6	3	8	2		1	1	3	3	1	5	
16・17	2	2			2									
16・16	1	1			1									
C必要な期間	1	1				1								
日数の規定 ない契約	4	2			1		1			2				

第七表 (比例数)

産前産後休暇の規定

(日数について)

産業別 項目	全産業	製造工業							建設工業	運輸通信業	商業(サービス業)	自由業	その他	不明
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他						
日数の規定 ある協約	(94)	(95)	(100)	(100)	(95)	(100)	(25)	(100)	(100)	(78)	(100)	(100)	(100)	
1. 通算日数	34	31		55	33		33		50	57	50		17	
1. 延日数														
60日に 満たないもの	3									29				
85日	3	2			55				50					
90日	8	7		18	55						33			
100日	3	5		9	55									
2. 週数														
6週に 満たないもの	15												17	
8週	15	2					33							
12	6	7		9	11					14				
13	15									14				
3. 月数														
3月	5	7		18	55									
4月	15											17		
4. 産前産後 (総数)	64	67	100	45	67	67	67	100	50	43	50	100	83	
1. 延日数														
前30日後30日	3	5			6		33							
45日	5	5		9			33							
2. 週数														
前1週後6週	15													
2	15	2		9								50		
3	51	48	100	27	44	67		100	50	43	50	50	83	
4	3	5			11									
5	15	2			6									
C. 必要な期間	2	2				33								
日数の規定 のない協約	(6)	(5)			(5)		(25)			(22)				

(註) 内訳は日数の規定ある協約を100として算出。

(22)

第八表 (実数)

産前産後休暇の規定

(給料について)

産業別 項目	全産業	製造工業							建設工業	運輸通信業	商業 (小売)	自由業	その他	不明
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他						
給料の規定 ある被 給 有	54	33	2	7	17	3	3	1	2	8	5	2	4	
全期間	47	27	2	5	13	3	3	1	2	8	5	2	3	
1. 全額	39	20	2	2	11	3	1	1	2	7	5	2	3	
口 全額 70%以上	1	1			1									
ハ 基本給	1	1					1							
ニ 基本給 60%以上	1	1			1									
ホ 健康 保険給 付のみ	2	2		2										
ヘ 健康給 付のみ	2	2		1			1							
2. 一定期間														
全額	1									1				
給料の規定 ない被 給 不	14	11	4	4	2		1			1	1		1	
不明	1												1	

第九表 (比例数)

産前産後休暇の規定

(給料について)

産業別 項目	全産業	製造工業							建設工業	運輸通信業	商業 (小売)	自由業	その他	不明
		工業 総数	金属	機械 器具	化学	紡織	印刷 製本	その他						
給料の規定 ある被 給 有	(18)	(95)	(33)	(64)	(89)	(100)	(75)	(100)	(100)	(89)	(83)	(100)	(66)	
全期間	13	18		29	24								25	
1. 全額	87	82	100	71	76	100	100	100	100	100	100	100	75	
口 全額 70%以上														
ハ 基本給	2	3					33							
ニ 基本給 60%以上	2	3			6									
ホ 健康 保険給 付のみ	4	6		29										
ヘ 健康給 付のみ	4	6		14			33							
2. 一定期間														
全額	2									13				
給料の規定 ない被 給 不	(20)	(25)	(67)	(36)	(11)		(25)			(11)	(17)		(17)	
不明	(2)													

(註) 内訳は給料の規定ある被給者を100として算出。

第10表(実数)

男女の権利平等に関する規定

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業業	運輸通信業	商業(サービス業)	自由業	その他	不明
		総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷製本	その他						
男女の権利平等を定めた契約	11	6	1	4	1				2	3				
男女同一賃金	3	2	1	1						1				
職業的地位平等	1	1			1									
単に無差別待遇等	7	3		3					2	2				

第11表(比例数)

男女の権利平等に関する規定

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業業	運輸通信業	商業(サービス業)	自由業	その他	不明
		総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷製本	その他						
男女の権利平等を定めた契約	100	100	100	100	100				100	100				
男女同一賃金	27	33	100	25						33				
職業的地位平等	9	17			100									
単に無差別待遇等	64	50		75					100	67				

第12表(実数)

時間外労働に関する規定

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業業	運輸通信業	商業(サービス業)	自由業	その他	不明
		総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷製本	その他						
時間外労働の規定あり契約	30	19	2	8	6	2	1		2	4	3	1	1	
基準法と同一	22	11	2	6		2	1		2	4	3	1	1	
一年225時間以内	2	2		1	1									
一年250時間以内	1	1		1										
一年450時間以内	5	5			5									

第13表(比例数)

時間外労働に関する規定

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業業	運輸通信業	商業(サービス業)	自由業	その他	不明
		総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷製本	その他						
時間外規定のある契約	100	100	100	100	100	100	100		100	100	100	100	100	

(24)

1. 基準法と同一	73	58	100	74		100	100		100	100	100	100	100
2. 一年225時間以内	7	11											
3. 一年250時間以内	3	5		13	17								
4. 一年400時間以内	17	26		13	83								

註 1. 内訳は時間外労働の規定あるものを100として算出

第14表 (実数)

その他の規定

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業	運輸通信業	商業(小売)	自由業	その他	不明
		総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷製本	その他						
1. 危険有害業務の禁止	10	9	2	2	2	2		1		1				
2. 重量物運搬の制限	4	4	1	2				1						
3. 帰郷旅費	4	4	1	1	1	1								
4. 解雇期限 中絶後の規定	9	7	1		4	2						1	1	
5. 妊婦に対する保護考慮	6	4	1	1		1		1		1	1			
6. 協約に定めないものは基準法による	3	3			1			2						

第15表 (比例数)

その他の規定

産業別 項目	全産業	製造工業業							建設工業	運輸通信業	商業(小売)	自由業	その他	不明
		総数	金属	機械器具	化学	紡織	印刷製本	その他						
1. 危険有害業務の禁止	28	29	32	33	25	33		20		50				
2. 重量物運搬の制限	11	13	17	33		1		20						
3. 帰郷旅費	11	13	17	17	13	17								
4. 解雇制限中 中絶後の規定	25	22	17		50	33						100	100	
5. 妊婦に対する保護考慮	17	13	17	17		17		20		50	100			
6. 協約中に定めないものは基準法による	8	10			13			40						

